



## 軽自動車税種別割のお知らせ

### ★ 納期限が変更になります ★

令和7年度から軽自動車税種別割の納期限が5月31日に変更になります。

※納期限が土、日、祝日の場合は、その翌営業日が納期限となります。令和7年度は6月2日(月)が納期限です。

### 軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等の手続きについて

★軽自動車・原動機付自転車・小型特殊自動車等の登録・変更・抹消手続きはお済みですか。

「廃車した、引っ越しして住所が変わった、他の人に譲った」などの場合は抹消・変更手続きが必要です。

★軽自動車税種別割は4月1日現在の所有(使用)者に課税されます。4月2日以降に廃車されても税金はお返しできません。

★乗用装置のあるトラクタ・コンバインなどの農耕作業用車両およびフォークリフト等の小型特殊自動車は、公道走行の有無や新車・中古車にかかわらず、軽自動車税種別割の課税対象となります。

※所有する車両について、ナンバープレートの取得がお済みでない方は、登録手続きにお越しください。

| 車 種 区 分                                                                        | 届 出 先                                          | 届出に必要なもの              |                                                                     |
|--------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 一般原動機付自転車<br>(総排気量 125cc 以下、<br>定格出力 1kw 以下)<br><br>特定小型原動機付自転車<br><br>小型特殊自動車 | 阿南市または<br>新住所地の市区町村役場                          | 登録                    | ・車台番号の確認できる資料<br>(廃車証明書、車台番号の石ずり等)<br>・販売証明書または譲渡証明書<br>・届出人の本人確認書類 |
|                                                                                |                                                | 廃車                    | ・ナンバープレート<br>・届出人の本人確認書類                                            |
| 三輪・四輪の軽自動車                                                                     | 新住所地の軽自動車協会<br>※県内は徳島県軽自動車協会<br>☎ 088-641-2010 | 左記の軽自動車協会へお問い合わせください。 |                                                                     |
| 軽二輪<br>(総排気量 125cc 超 250cc 以下)<br>二輪の小型自動車<br>(総排気量 250cc 超)                   | 新住所地の運輸事務所<br>※県内は徳島運輸支局<br>☎ 050-5540-2074    | 左記の運輸事務所へお問い合わせください。  |                                                                     |

#### 軽自動車税種別割の税額について

★軽自動車等の種類、排気量、初度検査年月日、経過年数、燃費性能などにより定められています。

●平成24年3月以前に初度検査を受けた三輪・四輪の軽自動車は、令和7年度から重課の対象となります(自動車検査証に記載している初度検査年月日にご留意ください)。

(注意)天然ガス車、電気自動車、ガソリンハイブリット軽自動車および被けん引車等、一部対象外となる車両があります。

●平成27年4月1日以降に新車登録した三輪・四輪の軽自動車は、平成27年3月31日までに新車登録した車両と税額が異なります。

●環境性能基準対象車両のうち、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新車登録された車両は、令和7年度のみグリーン化特例による税額が適用されます。

※詳しい税額等は、市ホームページをご覧ください。

#### 軽自動車税種別割の減免について

★身体障がい者等が所有する軽自動車について、一定要件を満たしている場合は、1人につき1台に限り減免できます(普通自動車を所有されている方で、自動車税種別割について減免申請される場合、軽自動車税種別割の減免申請は受付できません。)

※毎年度申請が必要です(納期限までに窓口または郵送での提出必要)。

※障がいの区分・等級、軽自動車税種別割の納税義務者、利用状況等によっては受付できない場合があります。

※申請には、納税義務者の個人番号が必要です。